

議案 第95号 資料

那須塩原市シニアセンターの指定管理者の指定について

1 主な管理業務等の内容

- (1) センターの利用の許可等に関する業務
- (2) センターの施設（附属施設及び器具を含む。）の維持管理に関する業務
- (3) センターの介護予防事業の運営に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務

2 導入形態

公募（応募団体：労働者協同組合労協センター事業団）

3 選定の考え方

指定管理者の選定に当たっては、施設の適切な運営の観点から、原則として、「1 施設の管理運営能力」から「3 実績の有無」までの小計点数が配点の60%以上（配点が80点の場合は、48点以上）であり、各審査項目の細項目が各々3点以上（「3 実績の有無」、「4 管理経費の縮減」の項目を除く。）を満たす団体を選定対象とし、基準を満たす団体において、「4 管理経費の縮減」の点数を加えた合計点数が最も高い団体を中心に選定するものとする。

4 選定結果

選定基準	審査項目	配点	応募団体
			労働者協同組合 労協センター事業団
1 施設の管理運営能力	(1) 申請団体の経営状況	10	5.0
	(2) 管理運営に係る人・物的体制	20	16.0
2 住民サービスの向上	(1) 利用者の平等な利用の確保	10	8.2
	(2) 利用者に対するサービスの向上	15	12.5
	(3) 施設の効果的な活用	15	12.3
3 実績の有無	○ 実績の有無	10	9.0
小計点数（得点率）		80	63.0 (78.8%)
選定対象			対象
4 管理経費の縮減	○ 指定管理料の提案額	20	0
合計点数			63.0
選定結果			選定

5 選定理由

指定管理者候補者選定審査基準表の点数が合格基準を満たす団体を選定

6 選定団体の概要

(1) 設立年月日 昭和48年2月23日

(2) 主な事業内容

ア 高齢者・障害者保健福祉サービスに係わる人材育成事業

イ 保育、学童保育、子育て支援に係る事業

ウ 有料老人ホームの経営

エ 高齢者・障害者保健福祉サービス事業

オ 介護保険法に基づく居宅サービス事業

カ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

キ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

ク 介護保険法に基づく居宅介護支援事業